

鯖江市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全ての市民が日常生活の中で人権を意識し、一人一人が相手を思いやり、多様な個性を認め合い人生のパートナーおよび大切な人と安心して暮らせる社会の実現を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した二者間の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある者とその双方若しくは一方の生計を一にする子(養子を含む。)または当該パートナーシップにある者の親(養親を含む。)との家族として協力し合う関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップまたはファミリーシップにある者が、市長に対し、パートナーシップまたはファミリーシップにあることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 宣誓しようとする者の双方が、民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする者の双方または一方が、本市に住所を有する者、または宣誓の日（以下「宣誓日」という。）から3月以内に市内へ転入を予定していること。
- (3) 現に婚姻をしていないこと。
- (4) 現に宣誓をしようとする者以外とパートナーシップにないこと。また、子（養子を含む。）についてはファミリーシップにないこと。
- (5) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない続柄でないこと。ただし、双方の関係が養親子の場合を除く。
- (6) ファミリーシップの宣誓をしようとする場合にあっては、その対象とする15歳以上である子（養子を含む。）および親（養親を含む。）について、本人の同意があること。

(宣誓の方法)

第4条 パートナーシップ宣誓をしようとする者の双方が、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)を自ら記入し、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(宣誓日前3月以内に交付されたものに限る。以下「住民票の写し等」という。)
- (2) 戸籍抄本または前条第3号および第5号の要件を確認できる書類(宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。)
- (3) 宣誓しようとする者のいずれかが市内への転入を予定していることを疎明するに足りる資料(宣誓をしようとする者の双方が市内に住所を有していない場合に限る。)
- (4) 通称の氏名(戸籍上の氏名以外の呼称で戸籍上の氏名に代わるものとして社会生活上通用しているものをいう。以下「通称名」という。)を日常的に使用していることが確認できる書類(次条の規定により通称名を使用する場合に限る。)
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、市長が提示を求める書類

2 前項に掲げるもののほか、パートナーシップ宣誓をしようとする者の双方または一方の子(養子を含む。)または親(養親を含む。)を含めて宣誓をする場合は、次に掲げる書類(当該子(養子を含む。)の年齢が宣誓をしようとする日において15歳未満である場合にあっては、第1号、第2号および第4号に掲げる書類)を添付しなければならない。

- (1) 戸籍その他の当該親子関係を証明する書類
- (2) 当該子(養子を含む。)にあっては、宣誓をしようとする者の双方又は一方と生計が一であることを確認できる書類
- (3) 当該子(養子を含む。)および親(養親を含む。)が署名した同意書
- (4) 通称の氏名(戸籍上の氏名以外の呼称で戸籍上の氏名に代わるものとして社会生活上通用しているものをいう。以下「通称名」という。)を日常的に使用していることが確認できる書類(次条の規定により通称名を使用する場合に限る。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 宣誓をしようとする者は、宣誓書を提出する時に、それぞれ本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかを提示しなければならない。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であつて、宣誓をしようとする者の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に準ずるものとして市長が相当と認める書類

4 宣誓をしようとする者は、希望する宣誓の日時および場所をあらかじめ市長と調整するものとする。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、通称名を使用することができる。

(交付書類)

第6条 市長は、第4条の規定により宣誓をした者(以下「宣誓者」という。)が第3条各号に定める要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証(様式第2号。以下「受領証」という。)およびパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード(様式第3号。以下「受領カード」という。)(以下これらを「受領証等」という。)に宣誓書の写しを添付し、宣誓者の双方に交付するものとする。この場合において、前条の規定により宣誓者が通称名を使用するときは、当該通称名および戸籍に記載されている氏名を受領証等に記載する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、宣誓書に記載されたファミリーシップ対象者が希望するときは、当該宣誓書に係る受領カードを交付することができる。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、宣誓者の双方が市内に住所を有していない場合にあって、いずれか一方が宣誓の日から3月以内に市内に転入を予定しているときは、受領証等に代えてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度転入予定者受付票(様式第4号。以下「転入予定者受付票」という。)を宣誓者に交付する。

4 前項の規定により転入予定の宣誓者が転入したときは、当該転入者は、転入の日から14日以内に、転入予定者受付票に住民票の写し等の転入したことを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、当該転入者が市内に住所を有することを確認したときは受領証等を交付する。

(受領証の再交付)

第7条 受領証等の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、受領証等の紛失、毀損等（記載事項の変更によるものを除く。）により再交付を希望するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号）により市長に再交付を申請することができる。

2 第4条第3項の規定は、前項の規定による再交付の申請について準用する。

3 市長は、第1項の規定により申請のあった場合において適当と認めるときは、受領証等の返還が困難な場合を除き、交付済みの受領証等と引換えに受領証等を再交付する。

4 第1項の規定により受領証等の再交付を受けた者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに当該受領証等を市長に返還しなければならない。

（受領証等の変更）

第8条 受領者は、宣誓書に記載した内容および受領証等の記載事項に変更が生じたときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等変更届（様式第6号。以下「変更届」という。）に受領証等およびその変更に係る事実を確認できる書類（満15歳となったファミリーシップの子（養子を含む。）が、同意書（様式第1号（第4条関係）別紙）において宣誓に同意しない場合は除く。）を添えて市長に提出しなければならない。ただし、受領証等の返還が困難な理由があるときは、当該受領証等の提出を要しない。

2 第4条第3項の規定は、前項の規定による変更届の提出について準用する。

3 市長は第1項の規定により変更届の提出があったときには、その内容を確認し、変更後の内容を記載した受領証等を交付する。

（受領証等の返還）

第9条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第7号。以下「返還届」という。）に受領証等または転入予定者受付票を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、受領証等または転入予定者受付票の返還が困難な理由があるときまたは第11条に定める連携自治体への転出等の正当な理由があるときは、当該受領証等または転入予定者受付票の提出を要しない。

（1） 受領者の双方または一方の意思により、パートナーシップが解消されたとき。

（2） 受領者の一方が死亡したとき。

（3） 次条の規定により、宣誓が無効になったとき。

2 市長は、受領者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、受領証等の返還を

求めるものとする。

- 3 市長は、第1項第1号に該当する場合で、受領者のいずれか一方により返還届の提出があったときは、返還届を受領した後、遅滞なく、もう一方の受領者に対し、当該届出を受領したことを通知する。

(無効となる宣誓等)

第10条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。ただし、第3号に該当する場合は、同号の規定に該当する事由が生じた時から将来に向かってのみ無効とする。

- (1) 宣誓者の双方または一方にパートナーシップになる意思がないとき。
- (2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第3条に規定する要件に該当しないとき。
- (4) 第6条第2項の規定により転入予定者受付票の交付を受けた場合に、当該転入予定者が、宣誓した日から3月以内に転入しなかったとき。
- (5) 受領証等を不正に利用し、または偽造し、もしくは変造したとき。

- 2 市長は、前項の規定により宣誓が無効となった場合は、交付した受領証等または転入予定者受付票の返還を求めるものとする。

(他の自治体と連携を図る場合の取扱い)

第11条 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約（以下「規約」という。）第4条に定める構成自治体（以下「連携自治体」という。）においてパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証の交付を受けている者が、転入後も引き続きパートナーシップ関係を継続するときは、規約第3条第2項の規定に基づき、受領証の交付を受けることができる。

- 2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「継続申告者」という。）は、その双方が所定の事項をそれぞれ自署したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（様式第8号）（以下「継続申告書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、持参または郵送により提出して行うものとする。

- (1) 転出地である連携自治体が交付したパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証
- (2) 現住所が確認できる書類
- (3) 子（養子を含む。）を含めて宣誓をする場合は、宣誓しようとする者の双方又は一方と生計が一であることを確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 3 前項の規定による書類の提出があった場合、遅滞なく転出地である連携自治体に通知する。
- 4 前項の規定による手続きについては、継続申告者双方の同意を得られた場合にしか行うことができない。
- 5 継続申告者の一方または双方が継続申告書に自書することができないときは、宣誓をしようとする者および市職員の立会いの下で、当該継続申告者以外の者に代筆させることができるものとする。
- 6 継続申告者は、継続申告書を提出する際に、その双方が本人であることを明らかにするため、第4条2項に掲げる書類のいずれかを提示するものとし、郵送による場合は同書類の写しを提出するものとする。

(提出書類の保存)

第12条 市長は、この要綱により提出を受けた書類（次条に規定するものを除く。）を第9条第1項の規定により受領証等が返還された日、もしくは宣誓者が同項各号に該当すると市長が認めた日のいずれか早い日、または前条の規定により宣誓が無効となった日から起算して5年を経過する日まで保管するものとする。

(宣誓書記載内容等証明書の交付)

第13条 宣誓者は、前条の規定による保存期間が経過するまで（第10条の規定により宣誓が無効になった場合を除く。）は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書（様式第9号）により、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載内容等証明書（様式第10号）の交付を受けることができる。

(個人情報の適正な取扱い)

第14条 市長は、この要綱に基づく事務を行う際に収集した個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づいて、適正に管理および保管するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

年 月 日

鯖江市長 殿

私たちは、鯖江市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第 4 条の規定により、お互いが人生のパートナーであることを宣誓し、署名します。

宣誓者	氏 名	フリガナ	フリガナ
	または 通称名		
	生年月日	年 月 日	年 月 日
	住 所		
代筆者	氏 名		
	住 所		

宣誓に含める子および親

氏 名	続 柄	生年月日（年齢）
		年 月 日（ 歳）
		年 月 日（ 歳）
		年 月 日（ 歳）
		年 月 日（ 歳）
		年 月 日（ 歳）

(裏面)

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓にあたっての確認書

宣誓者		
戸籍上の氏名等 ※外国籍の場合は それに準ずるもの		
通称名		
転入予定の場合	(転入予定日) 年 月 日	(転入予定日) 年 月 日
電話番号	— —	— —
メールアドレス		
☐ 今後、必要に応じて現況を確認するため、市長が住民基本台帳および戸籍に記載されている事項を調査することに同意します。		
☐ 利用できる行政サービスの担当課から、宣誓の有無等について問い合わせがあった場合は、情報を提供することに同意します。		

要綱	確認事項(該当するものは□に「レ」を記入してください)	
第2条第1項 第1号	互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した関係であること。	☐
第3条第1項 第1号	宣誓日当日において、成年に達していること。	☐
第2号	① 宣誓者の双方が市内に住所を有している。	☐
	② 宣誓者の一方が市内に住所を有している。	☐
	③ 宣誓者のいずれか一方が市内へ宣誓の日から3月以内に転入を予定している。	☐
第3号	配偶者がいないこと。	☐
第4号	共に宣誓しようとする者以外の者とパートナーシップにないこと。	☐
第5号	共に宣誓しようとする者が、民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者ではないこと。ただし、宣誓をしようとしている者同士が養子縁組をしている場合を除く。	☐

(子および親を宣誓に含める場合)

要綱	確認事項(該当するものは□に「レ」を記入してください)	
第4条第2項 第1号	パートナーシップ宣誓を行う者の一方または双方の子または親である。	☐
第3条第1項 第6号	(満15歳以上の子または親を宣誓に含める場合) 当該子または親本人の同意を得ている	☐

様式第 1 号(第 4 条関係)別紙

同 意 書

私は、(宣誓者) と(宣誓者) の間で行われる、鯖江市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第 4 条第 1 項の規定に基づく宣誓が、家族として私を含むものであることに同意します。

年 月 日

氏 名 (自署)

続 柄

生 年 月 日 年 月 日

年 月 日

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

氏名

氏名

様

様

(生年月日： 年 月 日) (生年月日： 年 月 日)

宣 誓 日 年 月 日

交付番号 第 号

鯖江市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱によりパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証します。

鯖江市は、全ての市民が多様性を認め合い、人権を尊重し合う社会の実現を目指しています。

お二人が自分らしくいきいきと暮らし、お互いを人生のパートナーとして、力を合わせて末永くご活躍されることを期待しています。

また、次の者は、パートナーシップにある者と互いに家族として協力し合うことを約束した関係であることを本市に届け出たことを証します。

ファミリーシップ届出日

ファミリーシップ届出日

年 月 日

年 月 日

氏名

氏名

様

様

(生年月日： 年 月 日) (生年月日： 年 月 日)

ファミリーシップ届出日

ファミリーシップ届出日

年 月 日

年 月 日

氏名

氏名

様

様

(生年月日： 年 月 日) (生年月日： 年 月 日)

鯖江市長



(裏面)

○ 通称名を使用している場合

通称名		
戸籍上の氏名※		

※ 外国籍の場合はこれに準ずるもの

○ 注意事項

- 1 この宣誓書受領証は、鯖江市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱の趣旨に従ってお取り扱いください。
- 2 次の場合は、宣誓書受領証および宣誓書受領カード（以下「受領証等」という。）を返還してください。
 - (1) 宣誓者の双方または一方の意思により、パートナーシップを解消したとき。
 - (2) 宣誓者の双方が市内に住所を有しなくなったとき。
 - (3) 宣誓者の一方が死亡したとき。
 - (4) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
 - (5) 受領証等を不正に利用し、または偽造し、もしくは変造したとき。
 - (6) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

この宣誓書受領証の提示を受けた方へ

本市では、全ての市民が日常生活の中で人権を意識し、一人ひとりが相手を思いやり、多様な個性を認め合い、人生のパートナーおよび大切な人と安心して暮らせる社会の実現を目指すため、お互いを人生のパートナーとし、日常生活の中で相互に協力し合うことを市長に宣誓する「鯖江市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を設けています。

民法上の婚姻関係とは異なり、法的効力を有するものではありませんが、この受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

この制度を利用する方や本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。

(表)

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード

鯖江市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証します。

本 人

パートナー

生年月日

生年月日

宣誓日

交付番号

鯖江市長



(裏)

戸籍上の氏名等（通称名使用の場合）

本 人

パートナー

家族の氏名（続柄）／生年月日

この宣誓書受領証の提示を受けた方へ

この受領カードは、お二人が互いを人生のパートナー（家族）として、日常生活の中で相互に協力し合うことを市長に宣誓したことを証するものです。この制度は法的効力を有するものではありませんが、提示を受けた方は、趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

なお、利用者のことについては、同意なく口外しないようお願いいたします。

様式第4号(第6条関係)

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度転入予定者受付票

様

様

以下のとおり、鯖江市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第4条の規定により宣誓のあったパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証します。

年 月 日

鯖江市長



交付番号	
宣誓日	年 月 日
転入予定日	年 月 日

【本票の有効期限 年 月 日】

- 1 宣誓者のうちいずれかが転入した場合は、転入したことを証明する住民票の写し等を提出してください。本票と引換えに宣誓書受領証および宣誓書受領カードを交付します。
- 2 上記の有効期限までに住民票の写し等の提出がない場合は、宣誓の要件を欠くものとして、宣誓の際に提出のあった書類一式をお返しします。有効期限までの提出が困難な場合はご連絡ください。
- 3 上記の有効期限の経過をもって、本票は効力を失います。

(裏面)

転入予定者受付票の提示を受けた方へ

本市では、全ての市民が日常生活の中で人権を意識し、一人ひとりが相手を思いやり、多様な個性を認め合い、人生のパートナーおよび大切な人と安心して暮らせる社会の実現を目指すため、お互いを人生のパートナーとし、日常生活の中で相互に協力し合うことを市長に宣誓する「鯖江市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を設けています。

民法上の婚姻関係とは異なり、法的効力を有するものではありませんが、この受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

この制度を利用する方や本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。

○ 本市転入予定受付票を交付する際に使用した事項

この受付票は、市長に対してパートナーシップ関係にあることを宣誓した方が、次の要件をすべて満たしていることを確認した場合に交付します。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 共に宣誓しようとする者の双方または一方が、本市に住所を有する者、または宣誓の日（以下「宣誓日」という。）から3月以内に市内へ転入を予定していること。
- (3) 現に婚姻をしていないこと。
- (4) 現に宣誓しようとする相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- (5) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない続柄でないこと。ただし、双方の関係が、養親子の場合を除く。

○ 通称名を使用している場合

通称名		
戸籍上の氏名※		

※ 外国籍の場合はこれに準ずるもの

様式第5号(第7条関係)

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

年 月 日

鯖江市長 殿

住 所

申請者 氏 名

連絡先

鯖江市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第7条の規定により、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の再交付を申請します。

宣誓者		
氏名または通称名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
交付番号	第 号	
宣誓日	年 月 日	
再交付を求める書類	☐ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証	
	☐ パートナーシップ・ファミリー シップ宣誓書受領カード	☐ パートナーシップ・ファミリー シップ宣誓書受領カード
再交付の理由	☐ 紛失 ☐ 毀損 ☐ 汚損 ☐ その他()	

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等変更届

年 月 日

鯖江市長 殿

住 所

申請者 氏 名

連絡先

鯖江市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第8条の規定により、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の変更を届け出ます。

宣誓者			
氏名または通称名			
生年月日		年 月 日	年 月 日
交付番号		第 号	
宣誓日		年 月 日	
変更事項			
ふりがな 氏名	変更前		
	変更後		
住所	変更前		
	変更後		
その他 ()	変更前		
	変更後		

【添付書類】

☐ 変更内容が確認できる書類(戸籍抄本、住民票の写し等)

☐ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証および宣誓書受領カード

※ 宣誓書受領証等を添付できない場合の理由 ☐ 紛失 ☐ その他()

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届

年 月 日

鯖江市長 殿

住 所

申請者 氏 名

連絡先

鯖江市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第9条の規定により、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の返還を届け出ます。

宣誓者		
氏名または通称名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
交付番号	第 号	
宣誓日	年 月 日	
返還の理由	☐ 双方または一方の意思により、パートナーシップを解消した ☐ 双方が市内に住所を有しなくなった。 ☐ 一方が死亡した。 ☐ 宣誓書の内容に虚偽があったとき。 ☐ 受領証等を不正に利用し、または偽造し、もしくは変造したとき。 ☐ その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。 ☐ その他()	

【添付書類】

☐ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

☐ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード

※ 宣誓書受領証等を添付できない場合の理由 ☐ 紛失 ☐ その他()

様式第8号(第11条関係)

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書

年 月 日

鯖江市長 殿

鯖江市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第11条第2項の規定に基づき、以下のとおり申告します。

- ・住所の異動前に市が連携する自治体において、パートナーシップ・ファミリーシップ関係にある旨の証明としてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の交付を受けたこと
- ・互いを人生のパートナーとし、またはファミリーとして日常の生活において相互に協力し合う関係を継続していること

なお、申告があったことを住所の異動前の自治体に通知することに同意します。

	申告者	
ふりがな 氏名		
(通称名の場合) 戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
旧住所		
新住所		
(転入予定の場合は予定日)	(転入予定日 :)	(転入予定日 :)
連絡先電話番号		

確認事項

☐ 今後、必要に応じて現況を確認するため、市長が住民基本台帳および戸籍に記載されている事項を調査することに同意します。
☐ 利用できる行政サービスの担当課から、宣誓の有無等について問い合わせがあった場合は、情報を提供することに同意します。

(裏面)

宣誓に含める子および親

氏 名	続柄	生年月日（年齢）
		年 月 日（ 歳）
		年 月 日（ 歳）
		年 月 日（ 歳）
		年 月 日（ 歳）

確認事項（子および親を宣誓に含める場合）

要綱	確認事項(該当するものは□に「レ」を記入してください)	
第4条第2項 第1号	パートナーシップ宣誓を行う者の一方または双方の子または親である。	☐
第3条第1項 第6号	（満15歳以上の子または親を宣誓に含める場合）当該子または親本人の同意を得ている	☐

【自治体使用欄】

受理日（本市における宣誓日） 年 月 日
□本人確認書類（運転免許証・個人番号カード・その他）
継続申告の可否 □可 □否
（郵送申請の場合）本人宛送付日 年 月 日
通知日（転出地自治体宛） 年 月 日
その他備考欄（ ）

様式第9号(第13条関係)

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書

年 月 日

鯖江市長 殿

住 所

申請者 氏 名

連絡先

鯖江市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第12条第1項の規定により、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載内容等証明書の交付を申請します。

宣誓者		
氏名または通称名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
交付番号	第 号	
宣誓日	年 月 日	
利用目的		

様式第10号(第13条関係)

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載内容等証明書

宣誓者		
氏名または通称名		
通称名の場合 戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
交付番号	第 号	
宣誓日	年 月 日	
受領証等返還日	年 月 日	
受領証等返還理由		
備考		

ファミリーシップにある者		
氏名または通称名		
通称名の場合 戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日

上記のとおり、鯖江市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づく、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の記載内容および受領証等返還の届出内容について証明します。

年 月

鯖江市長

